

新婚生活の住居費・ 引越費用を補助します!!



結婚して新生活を始めるご夫婦を対象に、
新生活のスタートアップにかかる費用(家賃や引越費用等)を補助します。

主な要件

- 主に次の①～⑤の全てを満たす世帯が対象です。
- ①令和8年1月1日から令和8年12月31日までに婚姻した世帯
 - ②令和7年分のご夫婦の合計所得(※1)が500万円未満(※2)
 - ③ご夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下
 - ④補助金の申請時に仙台市内に住民登録を有していること
 - ⑤ご夫婦ともに本市が指定する講座(※3)を受講または医療機関へ妊娠・出産に関する相談を実施

※1：世帯年収ではありません。

※2：令和7年に奨学金を返済した場合は所得から返済額を控除します。

※3：指定の講座はこちら



補助金額

補助の対象となる費用のうち次の①、②を上限額として「**実際にご夫婦が支払いをした金額**」を補助します。

①婚姻日にご夫婦の年齢がともに29歳以下の世帯：上限60万円

②その他の世帯：
上限30万円



補助の対象となる主な費用

令和8年4月1日から令和8年12月31日の間に支払った次の①～④の費用が対象です。(※4)

- ①住宅の賃料(家賃)、敷金・礼金、共益費、仲介手数料等(※5)
- ②住宅の購入費用
- ③住宅のリフォーム費用
- ④引越業者や運送業者に支払った引越費用

※4：令和8年12月に婚姻した世帯は令和9年1月末までに支払った費用が対象です。

※5：賃料(家賃)と共益費等は3か月分が上限です。

申請方法等

- ①下記の二次元コード(仙台市公式ホームページ)を読み取り、詳細な要件や申請手続きの流れ、必要書類をご確認ください。
- ②オンラインによる申し込みにあわせて申請に必要な書類一式を、専用LoGoフォームにて提出してください。

詳細はこちら



各種お問い合わせ

仙台市こども若者局こども若者政策課 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 仙台市役所上杉分庁舎9階
TEL：022-214-8442 FAX：022-214-8784 メール：kekconsinseikatu@city.sendai.jp